

不育症治療費助成

- 対象となる治療
 - ・保険適用となる不育症治療および検査
 - ・診断のための検査のうち、治療につながったもの
- 助成額
 - ・1年度(治療が終了した日の属する年度)あたり
上限15万円
 - ・助成期間は通算5年間
- 対象者
 - ・治療時において両者または一方が金沢市に住民登録のある夫婦(令和5年4月1日以降に開始した治療については、事実婚夫婦も対象)
- 申請期限
治療終了日の翌月から**2年以内**

不育症検査費助成

- 対象となる検査
 - ・先進医療として告示されている不育症検査
- 助成額
 - ・1回の検査にかかった先進医療費の7割(千円未満切捨て)
上限6万円
- 対象者
 - ・2回以上の流産または死産の既往があること
 - ・申請日において金沢市に住民登録があること
 - ・匿名化した上で検査結果を国へ報告することに同意すること
- 申請期限
検査終了日の属する**年度内**

詳細は金沢市ホームページをご覧ください。

金沢市公式ホームページ
「不育症について」→



令和4年3月31日以前に受診した一般不妊治療について、経過措置の対象となる場合があります。

- 対象となる治療
 - 体外受精・顕微授精等を除く不妊治療
- 助成額
 - 自己負担額の2分の1 **上限5万円/年**
 - ※連続する2年間
- 申請期限
 - 治療を受けた日の翌月から2年以内

石川県不妊相談センター

専門の相談員(助産師)が匿名で不妊症や不育症に関するご相談をお受けします。

相談方法

電話相談:076-237-1871
メール相談:funin@pref.ishikawa.lg.jp
面接相談:相談時間内に電話でご予約ください。

相談日時

時間帯	月	火	水	木	金	土
9:30 ~ 12:30	●	●	●	●	●	●
18:00 ~ 21:00		●				

日曜日・祝日・年末年始(12/29~1/3)は休み

その他

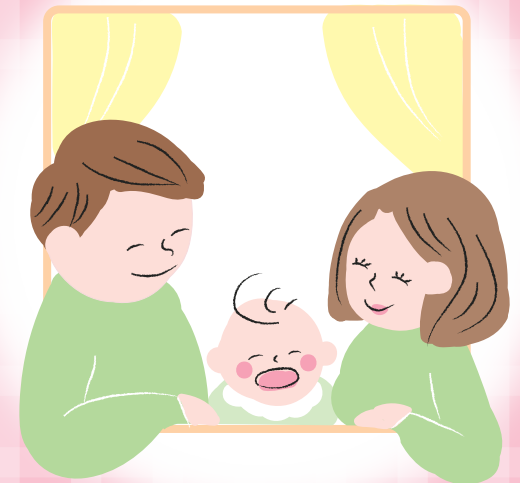
男性不妊の悩みに関して年6回、泌尿器科医師による面接相談を行っています。

助成に関するお問い合わせ・申請窓口

金沢市健康政策課 (076)220-2233
金沢市駅西福祉健康センター (076)234-5103
金沢市泉野福祉健康センター (076)242-1131
金沢市元町福祉健康センター (076)251-0200

金沢市

不妊治療 不育症治療 の助成について



金沢市では、不妊検査費・治療費の一部を助成します。申請に必要な書類など、詳細は金沢市ホームページへ →



不妊検査

- 夫：精液検査
血液検査(ホルモン検査等)
泌尿器科的検査 等
- 妻：超音波検査
内分泌検査
子宮卵管造影検査
頸管因子検査
クラミジア検査 等

不妊症と診断

不妊治療
令和4年4月受診分

保険適用

- ・タイミング療法
- ・薬物療法
- ・手術療法
- ・人工授精
- ・体外受精・顕微授精 等

保険適用外

- ・保険適用となる回数・年齢を超えた体外受精・顕微授精 等

保険適用外

- ・先進医療として告示された医療技術(保険適用となる体外受精・顕微授精と併せて実施したもの)

厚生労働省HP →
(対象となる先進医療
および実施医療機関)



不妊検査費助成

その他不妊治療費助成

先進不妊治療費助成

●助成額

自己負担額の2分の1 **上限2万円**

●助成回数

夫婦で **1回限り**

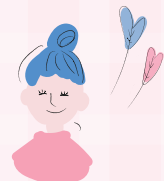
※助成できる期間は、夫または妻の検査開始日から1年以内です。

●対象者

- ・医療機関において、初めて不妊検査を受けた夫婦
- ・申請日において両者または一方が金沢市に住民登録のある夫婦(令和5年4月1日以降に開始した検査については、事実婚夫婦も対象)
- ・検査開始日において、**妻の年齢が43歳未満**であること

●申請期間

検査終了日の翌月から **2年以内**



●助成額

自己負担額の2分の1 **上限5万円/年**

●助成期間

連続する **2年間**

※これまでの一般不妊治療・特定不妊治療の助成を受けた方も、新たに2年間助成を受けることができます。

●対象者

申請日において両者または一方が金沢市に住民登録のある夫婦(事実婚含む)

●申請期間

治療終了日の翌月から **2年以内**



●助成額

1回の治療にかかった先進医療費の7割 **上限15万円**

※1回の治療とは、採卵準備または凍結胚移植を行うための投薬から胚移植(その結果の確認を含む)まで。

●助成回数

体外受精・顕微授精が保険適用となる回数に準じる
※これまでの一般不妊治療・特定不妊治療の助成を受けた方も、新たに助成を受けることができます。

●対象者

- ・申請日において両者または一方が金沢市に住民登録のある夫婦(事実婚含む)
- ・体外受精・顕微授精を保険診療で受けた方

●申請期間

治療終了日の翌月から **2年以内**